



| | |
|------------------|---|
| Title | 報告Ⅱ 中国法哲学の現状と課題—中国における民主と法制の問題をめぐって— |
| Author(s) | 劉, 兆興; LIU, Zhao Xing; 鈴木, 賢//訳 他 |
| Citation | 北大法学論集, 41(4), 142-166 |
| Issue Date | 1991-03-28 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/16786 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 41(4)_p142-166.pdf |



報告 II

中国法哲学の現状と課題

—— 中国における民主と法制の問題をめぐって ——

劉 兆 興
鈴木 賢 訳

一、民主と法制の相互関係にかんする研究史の簡単な回顧

中国における社会主義的民主と法制の相互関係についての研究は、一九六六年からの「文化大革命」以前の一七年間、中国法哲学界および学術界全体からそれほど注意され、重視されることはなかった。もちろん、理論的に十分研究・検討されることもなかった。なかんずく、一九五七年夏から展開された反右派闘争は極端に拡大化され、多くのインテリ層や愛国人士、党内の幹部を誤って「右派分子」としてしまい、不幸な結果を招いた。この年、一部の法学の教授や学者が民主と法制の問題にかんして提起した建設的意見も、誤った、反動的・攻撃的な言論と看做されて、これらの者は

「右派分子」とされてしまった。こうした状況が「文化大革命」まで一貫して続いたのである。

一九六六年五月にはじまった「文化大革命」は、わが国の法哲学研究にとりかえしのつかない損失を残した。多くの貴重な資料、図書・雑誌が毀損・散逸し、また、多くの法哲学の専門家、学者が「反動的學術權威者」とされて、「改造」を受けさせるため、党の幹部学校へ送られた。中堅・若手の法哲学者も法哲学の研究に手をつけることはできなかった。このように、民主と法制の問題についての理論的研究などまったく行うべくもなかった。

民主と法制の問題が、中国の法哲学において重大な理論的問題、またきわめて現実的な問題のひとつとして取り上げられるようになったのは、一九七八年中国共産党（以下「中共」と略し「訳者」）第十一期中央委員会第三回総会の前後のことである。鄧小平は「思想を開放し、事実にもとづいて真理を求め、一致団結して前向きの姿勢をとろう」という文章のなかで、「人民民主を保障するためには、法制を強化しなければならず、民主を制度化・法律化しなければならず、これらの制度と法律は上層部が代わることで変わったり、上層部の考え方や力点のおき方が変わることによって変わるようではならない」と述べている。彼のこの思想は党中央に採用され、中共十一期三中全会のコミュニケに書き入れられた。「建国以来の党の若干の歴史的問題にかんする決議」は、つぎのように述べる。「われわれは党内の民主と国家の政治社会生活の民主を制度化・法律化できなかつたし、ないしは法律を制定したとしても、しかるべき權威がそなわっていなかつた」。これは、民主と法制の相互関係を理論的にはつきりさせることの重大な理論的・現実的意義を、よく表している。これ以後、中国の法哲学界はこの問題にかんしてしだいに突っ込んだ検討を行うようになり、現在ではほぼ一致した、大同小異の見解を形成するにいたっている。

二、民主と法制の相互依存、不可分性

(一) 民主と法制の相互依存、不可分性の具体的含意

民主と法制が相互に依存し、不可分の関係にあることは、客観的事実であり、誰かが主観的に臆断したものではない。すなわち、実践が証明しているように、もし法制が民主を離れば、それは必然的に専制に変転するし、逆に民主が法制を離れるならば、無政府主義を招来することは必然である。こうした認識にもとづけば、われわれは、啓蒙思想家のルソーが語った「人々が自分たちのために制定した従うべき法律があつてはじめて自由である」という論断が、まったく正しいことを理解するのである。

法制のない民主はありえないし、民主のない法制もまたありえない。これが両者の相互依存、不可分性の具体的な含意にほかならない。さらにいえば、民主と法制は互いにその前提条件をなしている。一方だけを強調して、他方をおざなりにするわけにはゆかないのである。いかなる時も、いかなる状況のもとでも民主と法制を引き裂き、対立させることは、誤りである。現代社会においてはどんな性質の民主であろうとも、必ず一定の法規範の基礎のうえにうち立てられた民主でなければならず、およそ法律の拘束をはずれたところで民主は存在しなかつた。同様に、西側の国の法制であろうと、中国社会主義の法制であろうと、いずれもそれに相応する民主を離れることができないことを前提としている。すなわち、法制の生起・存在・発展は、必ず民主の生起・存在・発展をその先決条件とするのである。

(二) 民主と法制の相互依存、不可分性の具体的表れ

① 民主は法制の前提であり、基盤である。

民主はひとつの国家のスタイル、国家の形態である。この意味からすれば、民主の問題はまず国家制度の問題なのである。中国の社会主義的民主とは、すなわち人民民主独裁の国家政權、国家制度である。社会主義国家制度としての真

の民主の実態がなければ、社会主義法制を創出することはできない。つまり、人民民主主義独裁は人民が国の主人公となる政権であり、こうした政権は人民全体の意思を反映した法制を存在させる前提である。

民主が法制の基盤であるというのは、民主は法律制定の基盤であり、法律の制定、適用、遵守および法律監督のプロセスにおいては民主原則を貫徹し、立法、法の執行、司法、守法および法律監督を民主化しなければならないからである。

法律の制定について、マルクスの言葉に従うならば、法律は「人民の意思とともに誕生し、かつ人民の意思によって創出され」なければならない、それは「人民の自覚的意思が表れたものとなら」なければならない。立法手続においては、法律は人民によって選挙された代表が組織する国家最高権力機関が制定しなければならない。立法プロセス全体においては、立法の提案からはじまって、草案作成、調査、資料収集、繰り返し修正、そして審議・採択および公布・施行まで、いずれも立法機関と広汎な国民があい結合する方法を實行しなければならない、少数者の主観的想像や臆断にもとづいて、扉を閉じて立法を行つてはならないのである。

法律の施行にかんしていうと、あらゆる法執行機関がそれぞれの各業務の環において、専門機関と大衆に依拠することをあい結合する方針を貫徹しなければならない。すなわち、法律適用のプロセスにおいては民主原則を貫く必要があるのである。たとえば、刑事裁判および民事裁判において、合議制、弁護制度、忌避制度、公開裁判制度などを實行するのは、いずれも法制の民主原則が表れたものである。公安機関と検察機関の活動も同様に民主原則を体現していないればならない。法執行のプロセスで真に民主原則が貫徹され、法執行機関およびその職員の活動が人民大衆の監督のもとにおかれてはじめて、厳格かつ正確に、また適時に法律が適用できるのである。このような意味から、民主こそが法律適用の基礎であり、法執行の民主化が要請されるのだといえる。

法律の遵守についていうと、民主は法律遵守の基盤であり、守法の民主化が要請される。これはいかなる組織や個人もみな法を守らなければならず、法律のもとでは人はみな平等であつて、法律を超えたいかなる特権も許されないことを意味する。法制を実現するプロセスにおいて民主原則を堅持することで、広汎なる市民が自主的に法を守るようになるのである。各レベルの国家机关と国民全体が法律の執行・遵守を監督するためには、各レベルの人民代表大会およびその常務委員会、檢察機関による監督作用のほか、人民大衆による監督が是非とも必要である。

以上のように、法制の絶え間ない健全化と実現は、民主の絶え間ない強化と発展に規定されているのである。民主は明らかに法制の前提であり、基盤であることが分かるのである。

②法制は民主を確認したもので、これに保障を与えるものである。

人民が国家の政権を獲得、すなわち民主を勝ち得たならば、法律の形式をもつてこの勝利の成果を記録し、確認を与えることが必要である。このため一方では憲法によつてすでに獲得したもつとも重要な民主的成果を確定し、これについて固定化、合法化を図らなければならず、他方ですでに獲得した国家権力を法律の形で組織化し、国家の政権機関を組織して、国体に適合した政体、つまり国家の管理形態を整えなければならぬ。法律の形で国家権力を組織化しなければ、人民が獲得した国家の政権を維持し、強固にすることはできない。

法制は民主を確認すると同時に、民主が侵されないよう保障を与えてもいる。もし民主に法制による保護が与えられなければ、民主は有名無実になってしまう。中国憲法は人民が国家の事務を管理し、経済および文化事業を管理し、社会的事務を管理するさまざまな権利を具体的に規定している。また、言論、出版、集会、結社、デモ行進、示威の自由、および国民の選挙権、監督権、罷免権などを定めている。これらにはすでに現実となつた部分と、完全には実現されていない部分を含んでいる。したがつて、国民が享有するこれらの民主的権利および自由を規定することによつて、確認・

保障することが要請され、同時につねに発展させなければならないのである。それでは、法制はなぜ民主に対して保障の役割を果たすのであろうか？ これは法制自身の特殊な性質、およびその社会生活における特殊な作用によって規定されるからである。法制は行為規範としての特性、国家意思の特性、強制的執行の特性をもち、まさに法制はこうした特性をつうじて民主に対して重要な保障の役割を果たすのである。

法制には行為規範としての特性がある。民主の諸側面、市民のさまざまな基本的な民主的権利および自由は、憲法とそれぞれの分野の法律をつうじて、具体的かつ明確に確定され、具体化・規範化が図られる。こうして市民全体に自らがどのような権利および自由を享有しているかを知らせることができ、自分は何をしなければならず、何をしてはならないのか、何が合法的で、何が違法なのかをはっきりさせて、彼らが正しく自己の民主的権利を行使するように導くのである。ここでとくに明確に指摘しなければならないのは、各クラスの状態機関や各レベルの指導者が、憲法や法律が市民に付与したさまざまな権利や自由を、必ず尊重し、保護しなければならず、彼らの民主的自由や権利を侵害してはならないということである。

法制はまた国家意思としての特性をも有している。民主がいったん制度化・法律化されれば、民主を發揚することは国家の意思に変転したことになる。こうなると、いかなる政党、機関、社会团体、企業・事業体、国家公務員および国民全体も、みなこの民主を破壊してはならない。破壊することは、すなわち国家意思および国民全体の意思に背く違法な、または犯罪的行為となる。

法制には強制的執行ができるという特性もある。民主がいったん制度化・法律化されると、民主が国家意思に格上げされたということにとどまらず、民主を破壊するいかなる行為についてもこれを追及し、相応の法的制裁をくわえることが要請される。

これらはいずれも、法制が民主に対して保障的作用を有することをはっきりと示している。もちろん、理論的にはそうであつても、ただちに現実においてすでに達成されていることを意味するものではない。実際には両者の間には少なからぬギャップがある。

三、民主と法制の相互浸透、相互補完的性質

(一) 民主と法制の相互補完性の具体的含意

民主と法制の相互浸透、相互補完性とは、おもに民主のなかに法制がビルトインされ、法制のなかに民主がビルトインされていて、ふたつは一定の条件のもとで互いに転化しうることを意味する。民主と法制はなぜこのような「相互作用」をもつのであろうか。それは両者がいづれも社会主義の上部構造の主要な構成部分をなし、政治的カテゴリーに属しているからである。また、これらは経済的基盤を共有すると同時に、経済的基盤に対して重大な反作用を及ぼす。さらに、民主と法制には共通の指導的理念と共通の歴史的使命があつて、その最終的な目的はともに社会的生産力を保護し、発展させることにある。民主と法制は内容の面で相互補完性を有するだけでなく、形式の面でも相互依存性を有し、具体的な実施においても同様に相互に保障しあう性質をもっている。以上の要素を総合すると、民主と法制の関係は必然的に相互浸透、相互補完的なものであり、ひとつの手段として共同で独自の機能を発揮するよう決定づけられていることが分かる。

(二) 民主のなかにいかにして法制の内容を体现させるか

民主と法制の相互浸透、相互補完的關係は、「法治」において集中的に現れる。すなわち、社会主義的民主政治の基本的内容は法治であるはずだし、法にもとづいて国を治めることである。もし社会主義的民主政治の基本的内容として法

治を欠き、法治がないのであれば、そのような民主政治自体が存在しえなくなる。このような政治は民主ではありえないし、ある個人や数人の者のいいなりになる人治になってしまう。

法律には人民の意思が体现しており、法治とは統治階級（社会主義制度のもとでは労働者階級と人民全体）の集団の意思と根本的利益が体现された法律、およびそれが創設した制度によって国家を治めることをいう。法治は民主と法制が結びついたもので、相互浸透の具体的表れであり、それは民主の内容をもつとともに、法制が深化したものであって、民主のなかに法制がビルトインされていることが、ここから見て取れる。

民主のなかに法制の内容が体现されていることは、手続原則が民主の三大原則のひとつになっている点からも分かる。手続きは法律現象のひとつであり、法律により規律、確認、保障を行うことである。民主を順序よく斬進的に実現しようとするれば、法定の手続きの存在が必須であるし、これがなければ民主は進めようがない。

(三) 法制のなかにいかにして民主の内容を体现させるか

法制に民主の内容が体现されていることは、いつそうたやすく見て取れる。法制の概念および基本的内容という点から見ると、これには立法、法の執行、司法、法の遵守、および法律監督などの諸側面を含み、中心的領域をなすのは法にもとづいて事を運ぶということである。立法のすべてのプロセスは必ず民主的でなければならぬ。中国の社会主義的立法手続の四つの段階において、法律案の提出は正式な立法手続としての性格をもつが、立法にかんする建議や意見の提起は正式のものではない。しかし、ここにおいても民主の内容が体现されている。法律草案の討論自体もひとつの民主的プロセスでなければならぬ。法律の採択は民主的表決の結果であるし、法律の公布は人民の意思が法律に格上げされたことを意味し、これは民主の成果なのである。法の執行や司法においては、いつそう民主が必要である。というのは、司法の民主は冤罪・誤判を防ぐカギであるし、同時に司法制度・体系をさらに完全化するための基本的な筋道

だからである。法の遵守と法律監督でも同様に民主が必要である。とくに民主によって特権に反対し、法の制約や監督を受けないある種の特権思想や行為に反対しなければならない。

このように法制の各段階は、いつも民主を離れることができないのである。もし民主がなければ、法制自体にパワーがなくなり、權威を失って、もちろん正確な実施も期しえなくなる。

四、民主の法制に対する保障と法制による民主への制約

(一) 民主による法制に対する保障の具体的表れ

① 民主による法制の性格面にかんする保障。

民主による法制に対する保障は、まず第一に法制の性格の面での保障に表れる。民主は法制の性格と内容を決定づける。どのような性格の民主があるかが、どのような性格の法制が存するかにかかわることは、歴史的事実がすでに証明しているとおりである。つまり、法制の性格は国家制度としての民主の性格によって決められるのである。社会主義的民主の確立と存在は、法制の社会主義的性格を決定する。社会主義国家の政権は、人民民主を保障することを国家の動かしえない政治原則にすえなければならぬ。したがって、社会主義的法制は国家統治の用具として、社会主義的民主の性格と密接な関連をもち、人民の民主的権利を保障し、実現すること、とくに人民が国家権力を行使することを、社会主義的法制の出発点および帰着するところとしなければならない。法制が国家政権を離れ、民主を離れたとき、それはなんらの現実的意義もないものとなってしまふ。

② 民主による法制の発展の面にかんする保障。

民主の法制に対する保障は、法制が正しい方向に向かって発展してゆけるように保障することにも表れる。現代中国

の民主と法制の発展の歩みにはつきりと示されているように、法制の発展の方向はもろに国家政權の揺れに左右され、その影響をかぶる。これは民主が一種の国家制度として、法制の性格や内容を規定しているからなのである。民主がどのように発展するかは、これにともなつて法制がいかに発展するかを必然的に規定する。民主の発展の方向および民主の進展のテンポは、いずれも法制発展の方向やテンポに直に影響する。すなわち、法制発展の状況、方向、テンポは、すべて民主の発展の状況、方向、テンポが具体的に反映したものである。

③ 民主による法制の権威の面にかんする保障。

社会主義的民主は、社会主義的法制の権威に対しても重要な保障的作用を及ぼす。いかなる性質の法制も、その力の源泉はみな民主である。民主という「源泉」がなければ、法制という「流れ」も生じえない。民主が絶え間なく発展し、健全化されてはじめて、法制にさらに高い尊厳と権威が与えられる。中国社会主義法制の誕生と発展の諸段階を見ると、法制の権威と民主の発展の程度がかたく結びついていることがはつきりする。社会主義的民主が発展し、向上したときには社会主義的法制が権威をもつようになる。なぜなら、社会全体の構成員、とりわけ党や政府の指導者が民主の建設を重視し、民主的作風を発揚すればするほど、法にもとづいて事を運ぶことを重視するようになるし、多数者の意見を尊重・重視するようになり、ひいては法制の権威が大いに高まるからである。逆に、もし民主の建設を重視せず、指導者が法にもとづいて事を運ぶことをせず、「鶴の一声」で事を進めて、法律規範を反古にすれば、法制の権威は必ずや破壊され、法制はもともとあつた権威をなくしてしまふ。このように法制の権威が、民主によつて保障されなければならぬことは明かである。

社会主義的民主を健全化、完全化することは、社会主義法制の権威を保障しうるばかりでなく、同時に法律の正確な実施をも保障することにつながる。人民が国家の主人公になることは、法律や制度が必然的に自分たちの意思と利益を

体現し、人民大衆が進んでそれを遵守するようになることを意味する。同時に、進んで自分たちの意思と利益が反映した法律や制度の權威を守ろうとするようになるのである。人民の民主的意識が向上し、人民の主人公としての地位が現実のものとなれば、必ずやいつそう法制を重く見るようになり、人治を憎悪して、違法な「鶴の一声」は批判を受けることになる。これも同じく民主が法制の權威に対しての、およびそれを実現するうえでの具体的な保障であることを表している。

(二) 法制の民主に対する制約の具体的表れ

① 法制による民主的自由な権利の内容に対する限定。

社会主義法制による社会主義的民主・自由・権利の内容に対する限定のありようは、民主的権利の具体的内容が直接法律によって確認、規定されている点にも表れている。これと同時に、法律は民主的権利を行使するさいの原則・手続・方法を確定し、規定している。法律が与えた民主的自由や権利を行使するにあたっては、必ず相応する法律を根拠としなければならない。憲法第五条は、「中華人民共和国市民は自由と権利を行使するさいに、国家・社会・集団の利益やその他の市民の合法的自由や権利を害してはならない」と定める。これによれば市民が自由や権利を行使する時には、関係する法律に決められた原則・手続・方法に従わなければならない、意のままに振る舞うことはできない。この規定には三つの内容が含意されている。ひとつは、憲法や法律は大多数の市民の意思と利益を反映し、代表しているので、大多数の市民の基本的権利を保障するという観点から、特定の市民が「権利行使」の名を借りて、国家・社会・集団の利益やその他の市民の合法的自由や権利を害することを許さないということである。第二に、権利を行使するさいには、法に背いてはならず、法律によってすでに確認された権利を行使するよう市民に対して要求している。もし法律が確定していない権利や自由を行使した場合には、保護は与えられない。第三に、市民は権利を濫用してはならないと

いうことである。つまり、憲法や法律が規定した市民の権利や自由の範囲を逸脱することは、市民の権利や自由の理念に反し、市民の権利・自由の性格を歪曲するものである。公民の権利・自由を濫用して、よくない結果を引き起こした場合には、相応する法的責任を負わなければならない。

②法制による民主的で自由な権利の行使に対する制約。

社会主義的法制は、社会主義的民主の正しい行使のありかたを制約する働きをもつ。憲法と法律が市民に与えた各種の民主的権利と自由は、憲法と法律の範囲内で行使されなければならない。つまり、必ず法制を遵守しなければならない。法制の制約のもとで民主的権利や自由を行使することを要するのである。民主的権利や自由が必ず憲法と法律の範囲内で行使されなければならないのは、憲法と法律が人民全体の意思を表し、最大限の権威を有しているからであつて、憲法や法律に反すれば、人民全体の意思に反し、人民全体の利益を害することになってしまうからである。民主的自由と権利が憲法と法律の範囲内で行使されなければならないもう一つの重要な理由は、憲法と法律が人々に標準的な行為のモデルを示し、人々が何をしてもよくて、何をしなければならなくて、何が禁止されるかについて明確、かつ具体的に線を引きしているからである。すなわち、人々に「為すべきこと、為さねばならぬこと、為すべからざること」の行為基準を提供しているからなのである。民主的権利とはひとつの具体的な行為であり、市民が国家の事務、経済および文化的業務、社会的事務を管理したり、自己を保護するための権限であつて、直接に国家生活に関連してくる。ゆえに、これには法律による範囲の限定、「(一定の)手続、および方式が必要であるし、そうしてはじめて民主的権利や自由が本当に実現されるのである。」

法制による民主的自由や権利の行使に対する制約は、法制を用いて民主的権利行使の条件を規定する点にも表れる。どの市民も民主的権利を濫用することがないように、市民全体が正しく自分の民主的権利や自由を行使するように教育

しなければならぬのである。権利は決して無条件のものではないこと、また社会経済的構造や文化の発展レベルの制約を受けることを、当然認めなければならない。中国は現在、社会主義の初級段階におかれ、生産力は立ち遅れ、商品経済も発達していない。くわえて、その他のマイナスの要素や人為的なよくない影響が重なって、社会主義初級段階の民主が高度に発達することを不可能にしている。ゆえに、民主的権利や自由の内容は必然的に限定的とならざるをえないのである。かくして、どんな民主的権利の行使にかんしても、つねに限定をつけないわけにはゆかず、条件つきとなる。このように、社会主義的法制は人民の民主的権利や自由の法律的限界を定めていて、いかなる権利や自由の行使も必ず一定の手続と方式をふまなければならないのである。

ところが、実際には、法定の内容・手続・方式に従わずに、意のままに自分の「民主的権利や自由」を行使する現象が見られることにも、目を向けなければならない。これには一般の市民が民主的権利を濫用する違法な、あるいは犯罪的な行為のほかにも、さまざまなレベルの指導者が職権を濫用して私益を貪って、市民の民主的権利や自由を侵害し、民主を踏みじり、法制を破壊する各種の腐敗的行為がある。こうしたことは、社会主義的法制の民主的自由・権利行使に対する制約原則がきわめて重要であることを、裏側から物語っている。

(三) 民主による法制に対する制約の具体的表れ

①法制は必ず人民の意思と利益を体现していなければならない、法制が人民の民主的権利や自由を害するようなことがあつてはならない。

社会主義的法制とは労働者階級が指導する人民全体の意思を表した法律と制度であり、これにとつとも緊要な問題は、法律を実際の生活のなかで貫徹させ、実施することにある。法制の健全化・完全化は、一方で法律と制度の完備を要求し、他方で現実の生活のなかでこれらの法律や制度が真に実行され、遵守されることを求めている。こうして

はじめて法制が本当に人民の意思と利益を体现し、人民の民主的権利と自由を現実のものにできるのである。

法制に人民の意思と利益を体现させようとすれば、「あらゆる権力は人民に帰属することを出発点および帰着するところとしなければならない。つまり、それは民主の制約を受けざるをえないのである。中国の社会主義初級段階の国情と法制の性格・特徴は、法制建設にかかわる二大任務を引き出す。ひとつは法制自体が不断に完全化し、各段階をそれぞれ完全化することであり、もうひとつは法制が社会主義初級段階での機能と役割を十分に發揮することである。法制建設のこのふたつの任務は、いずれも社会主義的民主の制約を受けざるをえず、人民の民主的権利を実現し、人民の利益を保護することを主目的としなければならない。これがなければ法制にはいかなる意義もない。

法制が人民の民主的権利や自由を侵害するようなことがあつてはならず、それは真に人民の民主的権利と自由を保護するための用具とならねばならない。大切なことは、法律、法規および対応する制度が人民の願いや要求に合致していることであり、これらの法律や法規、およびその制度が、本当に自分を確実に保護して、確実に勸善懲悪を行つており、自分の利益のために奉仕してくれていると人民に感じさせることであり、人民自身の権利や利益を侵害するものであると思わせてはならない。したがつて、適時に人民の民主的権利を侵害する法律や法規を廃止・停止して、適時に人民の民主的権利を侵害するそうした違法な法執行活動を法にもとづいて処理しなければならない。

②法制を実現するすべてのプロセスで民主原則を貫徹させなければならない。

法制は民主による制約を受ける。つまり、民主による法制に対する制約性のもうひとつの具体的表れが、法制のすべてのプロセスで民主原則を貫徹しなければならないということである。すでに述べたように、法制のすべてのプロセス、すなわち立法、法の執行、司法、法の遵守、法律監督、法の擁護といったそれぞれのプロセスで、つねに民主原則が体现されている必要がある。しかし、さらに明確にしなければならないのは、上述のそれぞれのプロセスの実施にあたつ

ては、社会における異なった利益集団の合法的利益を反映させ、保護し、市民は法律のもとで一律に平等であるという原則をはっきりと体现していなければならないということである。この原則は社会主義的民主の重要な政治的権利のひとつである。その意味するところは、市民は憲法や法律が付与する権利を平等に享有し、憲法と法律が規定した義務を平等に履行することである。立法においては、立法過程であろうと、法律自体の内容の面であろうと、市民が法律のもとで一律平等であることを体现していなければならず、法の執行や司法においても、法律の適用にあたっては市民は一律に平等であることを原則として堅持することが必要である、すなわち、法律適用にはひとりしかないのであって、法律の規定をこえて人によって扱いを変え、ある種の特権を擁護するようなことはできない。法の遵守、法律監督、法の擁護においても、とくにあらゆる市民を等しく扱うことを堅持し、一人ひとりの市民の合法的権利や利益がみな法律の保護を受けるようであればならない。そして、いかなる市民でも法を犯し、犯罪に及んだときには、必ず相応の法的制裁を受けさせることが必要である。市民の社会的出身のちがひ、地位や肩書のちがひ、ないしその他の要因によって、決して特定の者に特権の享有を許してはならない。法律の適用にはただひとつの基準があるだけであり、特定の人には別の基準を適用するようであってはならない。さもなければ、法制の尊厳を汚し、法制が人民の利益を保護するという性質をなくしてしまうばかりか、社会主義的民主原則まで破壊することになる。

五、民主の制度化・法律化の問題

(一) 中国の社会主義的民主と法制建設における問題

中華人民共和国が建国されて四〇年来、とりわけここ一〇年あまりの間に、民主と法制の建設は顕著な成果を上げた。しかし、まだ問題点も少なからず存在する。

立法活動の面では、憲法が市民に基本的権利と自由を与えているとはいえ、これを具体化し、確実に現実のものとするための対応する法律はいくつかあるだけで、はるかに不十分である。立法が不揃いで、一部の立法は現実ばなれし、実践におくれをとっている。また、立法技術が未熟で、立法計画が統一性を欠くなどの問題点が顕著に存在する。民主政治の法的規律と経済運営の法的規律は依然としてかみ合っていない。

法律の実施活動の面でも解決が待たれる問題が存在する。具体的な民主制度に不完全なところがあるため、人民のある種の民主的権利はしかるべき尊重を受けられないでいる。法の執行、司法においては、しばしば市民の合法的な民主的権利と自由を侵害する行為が表れている。主観面では人々の民主意識や法制観念が希薄で、とくに各レベルの指導者層では、民主と法制の観念が欠如していて、法よりも権力の方が優るという意識が根強く、法にもとづいて事を運ぶ習慣がなく、法を以て国を治める思想が欠けている。つねに発言を以て法に代え、自分の主観的意思にもとづいて事を行って、民主と法制建設の進展を妨げている。

法律監督の面でも同様の問題が存在している。現段階でもすでに各種の法律監督機構や対応する制度が整えられてきたとはいえ、厳格で完備した法律監督システムを欠いており、法律監督機構がしかるべき監督効果を十分に発揮していない。つまり、一方ではシステム面で問題点が存するし、他方で監督の職権・権限・手続および方式などを具体的に規律しうる相応する法律を欠いているのである。さらに重要なことは、国家の政策決定レベルの法律監督問題、権力制約問題を十分に重視せず、その解決に着手していないことである。人民が国家の主人公として、いかに自分の民主的権利を用いて人民の公僕としての国家機関、およびその公務員の行為と活動を監督するかは、やはり法律や制度による具体的保障を必要とする。これはまさに清潔な政治を建設するための重要な内容をなし、民主と法制建設の重要なパートナーでもある。

(二) 社会主義的民主の制度化・法律化の概念

いわゆる民主の制度化・法律化とは、統治階級がその掌握する国家政権を活用して、彼らがすでに獲得した民主的権利を、制度と法律の形式をとおして総括し、記載して、確認・固着化し、合法化・規範化・定型化することである。さらに進んで、法律や制度という国家的強制力を活用して、民主の十分な実現を保障し、いかなる力にも侵害させないようにならなければならないのである。

いわゆる社会主義的民主の制度化・法律化は、社会主義的民主を制度と法律のルールに組み込むことである。つまり、人民全体が労働者階級（共産党をつうじて）の指導のもとで獲得してきた各種の民主的権利、まず人民が主役となつて国家を管理するということもつとも重要な権利、およびその他の面の民主的権利を、制度と法律の形式を用いて記載し、確定する。条文化・規範化・合法化を図ることで、人民の権力を保護する有力な用具となるほか、人々が民主的権利を行使するよう導き、それぞれの社会構成員がみな厳格に遵守しなければならない行為規範となり、いかなる者も侵害できないような強大な力となるのである。

(三) 社会主義的民主の制度化・法律化の具体的内容

社会主義的民主の制度化・法律化でもつとも重要な内容は、国家の政治生活と社会生活における各種の活動を、みな憲法と法律の範囲内に組み入れ、人民の民主的権利と自由を憲法と法律のうえに書き入れ、確認することによつて、民主的権利の実現に真の制度的、法律的な保障を与えることである。憲法および組織法、選挙法、訴訟法（刑事訴訟法、民事訴訟法、行政訴訟法を含む）などの法律をつうじて、市民の各種の民主的権利や自由を具体的に承認するのである。これによつて人々は自分がどのような権利と自由を享有するのかを知ることができ、いかにして正しく自分の民主的権利を行使すればよいかを理解し、いかなる行為が市民の民主的権利や自由を侵害する違法な行為であるかを理解するよ

うになる。こうなれば、憲法と法律が付与した民主的権利と自由を自ら進んで擁護するようになり、これらの民主的権利と自由を侵害する違法な犯罪行為と闘う勇氣をうみだすのである。同時に、社会主義的民主を制度化・法律化することは、あらゆる国家機関およびその公務員をして職権行使にさいして、抛るべき法があり、法にもとづいて事を運んで、しかも人民が与えた権力を濫用させないようにもできる。

社会主義的民主がいったん制度化・法律化されると、社会全体の範囲で普遍的に遵守されなければならない効力を獲得し、内容・形式、制度・方法、権利・義務をとおして、民主は国家の意思へと昇格する。あらゆる国家機関（権力機関、行政機関、司法機関、軍事機関などを含む）、政党組織（共産党と各民主諸党派を含む）、武装力、社会団体、企業・事業体、公務員、およびすべての市民は、みな厳格に執行・遵守しなければならず、社会主義的民主を破壊し、法律や制度に違反する一切の行為について追及することが必要となる。

社会主義的民主がいったん制度化・法律化されれば、政府機構の変動や上層部の交替によって変更されるようなことはなくなるはずである。社会主義的民主制度の存在とその効力は、上層部の変更にともなうて変えることはできないし、指導者の考え方や重点のおき方が変わることで変えられるものでもない。こうしてはじめてこの種の制度と法律に安定性、連続性および大きな権威が備わり、ひいてはいかなる者がいかなる手段を用いて社会主義的民主を踏みじり、社会主義的法制を破壊しようとも、これを防ぐことができるのである。

社会主義的民主の制度化・法律化を実現するための基本的な条件は、国家の制度と法律が労働者階級が指導する広汎な人民の利益と要求を本当に反映しており、こうした制度と法律が真に人民が民主的権利と自由を行使するさいの用具となっていることである。これらの制度と法律がかなりの程度健全化され、整備されることで、国家的な政治生活および社会生活におけるさまざまな活動に抛るべき法が与えられる。またこうした制度と法律が安定性、連続性、大きな権

演 威をもつことではじめて、いかなる者がいかなる手段を用いて民主を踏みじり、法制を破壊する行為にでも、これを防ぐことができる。さらに、これらの制度や法律が確実に執行・遵守されることで、社会主義的民主の制度化・法律化の重要な役割が本当に発揮されるのである。

(四) 中国の社会主義的民主をいかにして制度化・法律化するか

中国共産党第一二回全国代表大会で高度な社会主義的民主を建設する任務が提起されたさいに、つぎのようにとくに力点をおいて指摘されていた。「社会主義的民主の建設は社会主義的法制の建設と堅く結びつけて行ない、社会主義的民主を制度化・法律化しなければならない」。中共第一三回大会での報告でも、社会主義的法制の建設と社会主義的民主の健全化に力を入れることの重要性について、以下のようにことさらに言及していた。「改革をつうじて、わが国の社会主義的民主政治を一步、一步、制度化・法律化しなければならない。これは『文化大革命』の再演を防止し、国家が長期安定するための根源的な保障である」。かつては中国共産党内部の民主と国家の政治・社会生活の民主を制度化・法律化していなかったし、あるいは法律は制定しても、しかるべき権威を備えていなかった。このため「文化大革命」という法制を破壊し、民主を踏みじる局面が現れたのである。したがって、中国の社会主義的民主は必ず制度化・法律化しなければならず、さもなければ高度に民主的な社会主義政治制度を作り上げることは、絵空事になってしまう。

社会主義的民主を制度化・法律化しようとすることは、重大かつ複雑な理論的問題であるだけでなく、実践的な問題であり、斬進的な歴史的プロセスでもある。すなわち、中国で社会主義的民主の制度化・法律化を実現しようとするとは、ひとつの深刻で、複雑な社会的変革であり、長期にわたる発展的なプロセスを経る必要がある。現段階では以下の側面からまず努力をはじめべきであろう。

① 憲法をさらに完全化し、各分野の法律をしだいに健全化すること。

民主の制度化、すなわち民主的制度の創設・健全化・実施には、法律による保障が必要である。民主の法律化は立法をつうじて体现されなければならない。したがって、立法活動に力を入れることは、民主の制度化・法律化を実現する根源的な措置である。長期的に見れば、国家の経済的、政治的情勢はつねに発展・変化するし、各方面の改革を絶え間なく掘り下げてゆくことになる。こうした客観的な状況の変化に対応するため、適時に憲法の一部の条項については補充や改正を加えなければならぬし、憲法に依拠して、つねに民主的制度の整備や、民主的権利と自由の保障に直接かわる一連の法律・法規を制定し、これに改正を加えなければならない。根源的性質を有する民主的制度と市民の基本的権利・義務について国家が定めた憲法上の原則的な規定は、各種の刑事、民事、行政、経済の法律と法規をとおして具体化され、社会主義的民主の実現に対して保障を与える必要がある。分野が網羅され、構成がきちつとした法律体系を徐々に整えようとすることは、国家の各種の民主的制度、市民のさまざまな民主的権利や自由、各レベルの指導者の民主的作風などに対して、法律あるいは法規の面から規律することにつながる。こうしてはじめて民主の制度化・法律化を漸次実現することを、保障することが可能となる。

② 法律的手段を活用して民主を侵犯し、破壊する犯罪行為に制裁を加えること。

民主の制度化・法律化を実現するためには、民主を確認するひと揃いの整備された法律体系と制度を組み立てなければならぬ。同時に、法律的手段を活用して民主を侵犯し、破壊するあらゆる違法な犯罪行為に制裁を加える必要がある。ここでは、おもに刑事制裁、行政的制裁および憲法制裁の手段を活用して、民主を侵犯し、破壊する犯罪行為に対してそれぞれに懲罰を加えることになる。とりわけ重視したいのは憲法制裁の活用である。中国の現行憲法は、各レベルの人民代表大会が国家機関の上層部にある者を罷免する権限を有することを規定しているが、かつては現実に実行されることはきわめて少なかった。民主の制度化・法律化に権威をもたせようとすれば、憲法や法律に違反した国家の指

導者や政府の指導者に対して、罷免ないし弾劾などの制裁を行い、時を移さず違憲の法律や法規を取り消さねばならない。また、行政的手段を活用して例によって職権を濫用し、人民大衆の利益を侵害したり、市民の人身（の自由）や民権を侵害する行為に確実に懲罰を加えるには、刑罰法規に触れた者には必ず刑罰をもって制裁し、行政処分や党内規律違反処分等で刑罰に代替させてはならない。中国の歴史的経験と現実の實踐を見ても分かるように、民主を侵害し、破壊する違法な犯罪行為に、法律的手段を活用して制裁を加えることをいかにして保障するかは、民主の制度化・法律化を進めるための重要な一側面である。

③市民の民主意識と法制意識を絶えず育成しなければならない。

各種の宣伝・教育のルートをつうじて、市民全体に深く入り込んで、民主と法制の宣伝・教育を継続して行ない、不断に国民の民主意識と法制意識を育成し、増強しなければならない。市民の政治的覚醒、文化的水準の程度、民主と法制意識の強弱が、民主の制度化・法律化の進展に与える影響はきわめて大きい。教育、組織、文化活動を活用して、かなり長期間にわたって努力することにより、広汎なる人民大衆に国家を管理する主人公としての責任感を増強させ、自らもつ法律の執行を監督する権利の重要性を認識させることができる。こうして一切の民主と法制を破壊する行為と自覚的に闘争するようになりうるのである。これと同時に、彼ら自身も民主と法制、権利と義務の関係を正しく理解し、自主的に法制を遵守するようになるのである。したがって、これらはすべて民主の制度化・法律化のための大切な保障なのである。

六、中国における社会主義的民主と法制の発展の展望

(一) 民主と法制の発展は現代化建設の発展いかにかかっている

民主と法制は社会の上部構造として、経済的条件に規定され、制約されるし、経済発展の影響を受ける。どんな社会でも民主と法制は、特定の社会関係の発展水準の賜物であり、その発展の程度はまた一定の経済文化的状況と関連がある。まず、生産力発展の水準、生産関係および政治関係の性質がこれを規定するし、このほか、民族的特徴、歴史的伝統、市民の法律意識、文化的レベルなどの要素が関係する。現段階の中国では社会主義的民主と法制はすでに初步的にはできあがってきているが、まだきわめて不完全である。民主と法制の内容と程度は、中国の現段階の具体的国情と密接にかかわっている。つまり、中国の現段階の経済・政治・文化などの面の発展レベル、および中国の民族的特徴、歴史的伝統、市民の覚醒の程度、法意識と直接関係する。しかし、決定的な作用を及ぼすのは、生産力の発展水準である。中国の現段階、すなわち社会主義の初級段階では、生産力発展のレベルは低く、商品経済が発展していないため、民主と法制も高いレベルに発展し、完全化されることは不可能である。社会主義の物質的文明と精神文明の建設にもなつて、不断に充実・発展してゆかざるをえないのである。他方で、歴史的原因により、中国には民主と法制の伝統が欠如し、市民の法意識や民主意識も低い水準にとどまっている。こうした状況は、必然的に民主と法制〔の建設〕が比較的に長い時間を必要とし、社会主義精神文明建設の発展にもなつて絶えず健全化され、完全に近づいていくことを決定づける。このように、中国において民主と法制が発展するかどうかは、社会主義的物質文明と精神文明における現代化建設の進展具合にかかっていることが分かる。

(二) 漸時取り除かなければならない民主と法制の発展を阻む障害

① 封建的専制主義思想の影響を除去し、法律のもとでは人々はみな平等であるという観念を確立すること。

中国の社会主義的民主と法制を絶えず発展させるためには、封建的専制主義思想の影響を除去し、法律のもとでは人々はみな平等であるとの観念を確立する必要がある。中国の現段階の社会主義初級段階は、半植民地・半封建の社会から

生まれでたものである。中国の封建的専制社会は、二千年余りの長い歴史をもつことから、封建的専制、特権的思想、差別化意識、家父長的作風などの伝統の影響と官僚主義が根強く残っていて、社会は民主と法制の伝統を欠いている。鄧小平はつぎのように深刻な指摘をしている。「党や国家の指導制度、幹部制度の面からいうと、おもな弊害は官僚主義的現象、権力の過度の集中現象、家父長的現象、幹部・上層部の職務終身制現象、および種々雑多な特権的現象である」。これらの現象が存在することは、必然的に中国の社会主義的民主と法制の発展を深刻に阻害する。こうした現象は、まさに封建的専制主義思想の劣悪な影響が、指導制度や幹部制度の面で具体的に表れたものである。

封建的専制主義思想の影響をしいに除去すると同時に、市民は法律と制度のもとでみな平等であるとの観念を確立することが必要である。封建的専制主義思想の影響を取り除くうえで重点は、党と国家の制度を確実に改革し、絶えず完全化して、制度のうえで党と国家の政治生活の民主化、経済管理の民主化、社会生活全体の民主化を保障することである。法律と制度のもとでは人はみな平等であるとの観念を市民のなかに確立するためには、市民が法定の権利を享有し、法定の義務を履行するうえでの平等、市民への法律の適用にあつての一律平等を確実に保障しなければならぬ。人民大衆による有効な監督制度をうち立て、健全化することが必要である。鄧小平はまさに以下のように指摘している。「大衆と党員に、幹部、とりわけ上層部を監督させよう。およそ特権をふるい、特殊化を図る者には、批判と教育を受けさせ、それでも改めない者については、人民は法にもとづいて検挙・告訴・弾劾・更迭・罷免を行って、彼らに對して経済面での損害返還を命じ、あわせて彼らに法律や（党の）規律違反処分を受けさせる権限をもつ」。もちろん、こうした措置を本当に実施するには、かなりの曲折とつらい奮闘、努力を経なければならぬ。また、中国の社会主義的民主と法制の発展を押し進め、促進するためにも、こういった方面での努力が不可欠である。

② 人治を重視し、法治を軽視する観念を除去すること。

人治を重視し、法治を軽視することは、社会主義的民主と法制を發展させるうえで大きな障害となる。したがって、人治を重視し、法治を軽視する観念を転換し、これを除去する必要がある。ここでわれわれが注意しなければならないのは、人治が民主と法制とは根本的に対立するものだということである。人治とは、権力を掌握する者個人の意思に依拠して国の基本的な方針を決め、国を治めることである。人治のもとでは、法律は完全に権力を握る者の恣意に屈服することになり、この者は一言で立法したり、法を廃止することができる。人治には特権がつきものであり、個人の権威は法律の権威よりも高く、法律は他の者に適用されるだけで、自分には適用されない。こうした人治思想の現実のなかでの表れが、権力が法に優っていることである。鄧小平は、「指導者の発言を法としてしまい、指導者の発言に賛同しなければ『違法』であるといったり、指導者の発言が変わると『法』もいつしよに変えられるということがよく行われる」と指摘している。こうした観念はいまだに普遍的に存在するが、これは実質的にはまさに人治観念にはかならない。このような人治を重んじ、法治を軽んずる観念を改革するには、実務において不断に法律の権威を確立し、社会構成員全体にしだいに法治の観念の確立を図らなければならない。

③ 中国の国情に適合する民主と法制観を確立すること。

中国において社会主義的民主と法制を絶え間なく發展させようとするれば、中国社会主義初級段階の国情に適合した民主と法制観を築かなければならない。これには小規模生産と生産物経済の基礎のうえに形成された伝統的法律観を転換し、社会主義的商品経済にふさわしい民主と法律観を確立する必要がある。また、法律は「庶民」を縛るだけで、「官」にはかかわらないとし、市民にだけ遵守を要求して、党や政府を制約しないとする観念を転換しなければならない。あらゆる国家机关、政党組織、社会团体、武装力、企業・事業体、国家公務員、および市民全体を含む社会構成員全体において、法律のもとでは人はみな平等であるという観念、すなわち立法面での平等、法適用面での平等、法律の遵守お

よび法律監督面での平等観念を確立すべきである。庶民に義務を履行させることだけに意を注ぎ、彼らの権利の保護や実現を軽視する観念を確実に転換させ、政策を重んじ、法律を軽んじる、政治的手段・行政的手段を重んじ、法律的手段を軽んずる観念を転換させるには、民主を必ず制度化・法律化しなければならず、法制には大きな権威が備わっていないなければならないとする観念を真に浸透させることを要する。こうしてはじめて、正しい民主と法制観ができあがり、中国の社会主義的民主と法制の前進・発展を促すのである。